

志布志市告示第43号

志布志市地域活性化起業人制度推進要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

志布志市長 下 平 晴 行

志布志市地域活性化起業人制度推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市において、地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱（令和3年3月30日総行応第78号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知）に基づき、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、当該社員がそのノウハウ及び知見を活用することにより、地域独自の魅力及び価値の向上、域経済の活性化並びに安心・安全につながる取組を推進し、もって地方創生の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三大都市圏 国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。
- (2) 地域活性化起業人 前条に規定する目的を達成するための取組を推進する三大都市圏に所在する民間企業等の社員をいう。ただし、三大都市圏に本社機能を有する民間企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含み、入社後2年未満の者及び民間企業等からの派遣の際現に本市の区域に勤務する者を除く。
- (3) 派遣元企業 前号の社員を市に派遣する民間企業等をいう。

(職務)

第3条 地域活性化起業人は、次に掲げる職務に当たるものとする。

- (1) 地域の魅力及び価値の向上に関する取組への従事等
- (2) 地域経済の活性化に関する取組への従事等
- (3) 安心・安全に関する取組への従事等
- (4) その他目的達成に資する取組への従事等

(身分)

第4条 地域活性化起業人の身分は、派遣元企業の身分を有するものとし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職とし、市長が委嘱する。

（受入期間）

第5条 地域活性化起業人の受入期間（以下「受入期間」という。）は、6月以上3年以内とする。

2 受入期間を延長する場合は、6月ごとに延長することとする。

（給与及び経費負担等）

第6条 地域活性化起業人の給与及び経費負担は、派遣元企業が支払うものとする。

2 地域活性化起業人は、受入期間中も派遣元企業の社員として加入する健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害補償保険の被保険者とする。

（協定）

第7条 市長と派遣元企業の代表者は、地域活性化起業人の受入条件及びこれに係る費用負担その他について協議し、合意した事項について協定書を作成するものとする。

（解任）

第8条 市長は、地域活性化起業人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

- (1) 自己の都合により辞任を申し出た場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (4) その他地域活性化起業人としてふさわしくない非行があった場合

（守秘義務）

第9条 地域活性化起業人は、職務上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長と派遣元企業の代表者が協議の上、定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。